

「第14回 RD 最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：平成27年12月22日(火曜日) 19:00～20:35

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東大会議室

出席者：(滋 賀 県) 拾井琵琶湖環境部長、中村審議員、北村最終処分場特別
対策室長、北川室長補佐、松村主幹、長坂副主幹、林野
副主幹、岡本主任主事、脇阪主任技師、井上主任技師

※コンサル4名

※二次対策工事業者2名

(栗 東 市) 加藤環境政策課長、駒井係長、川端主査

(自 治 会) 赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハ
イツの各自治会から計20名(北尾団地：欠席)

(県議会議員) なし

(市議会議員) なし

(傍 聴) 2人

(報道機関) なし

(出席者数 41名)

司会：皆さん、こんばんは。定刻となりましたので、ただいまから第14回の旧
RD最終処分場問題連絡協議会を開催したいと思います。まず、開催にあ
たりまして、琵琶湖環境部長の拾井からご挨拶を申し上げます。

部長：失礼します。皆さん、こんばんは。平成27年ももう押し詰まってまい
りましたのですが、年末の何かとご多用の中、また夜分につきお疲れのと
ころ、このようにお集まりいただきましてまことにありがとうございます
です。本年度3回目の連絡協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申
上げさせていただきます。

二次対策工事でございますけれども、この7月から着手をさせていただ
いておりますA工区につきましては、現在4段目のところを掘削、仮置き、
選別を行っているところでございます。9月以降、有害物質が基準値を上
回る、いわゆる不適合選別土は発生しておらず、今のところ概ね順調に
推移しているところでございます。

先月17日にはA工区の掘削状況につきまして現地見学会を開催させてい
ただきましたところ、多くの方にご参加をいただきました。大変ありが
とうございます。これからも工事の節目節目に現場をご確認いただこう
と考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

さて、前回の協議会で再検討をさせていただくと申し上げておりました
鉛含有廃棄物土等の取扱いにつきましては、5人のアドバイザーの先
生に直接お伺いをしてまいりまして助言をいただきまして、案をまとめ

てまいりましたので、後ほど担当から説明をさせていただきます。

また、本年度の第2回のモニタリング結果につきましては、今回も観測値に大きな変動は見られませんでした。前回ご質問いただいていた測定値の誤差の考え方につきまして、本日併せて説明をさせていただこうと考えているところでございます。

毎回申し上げておるわけでございますけれども、工事は平成32年度まででございます。規模も大きく長期間にわたりますものでございますことから、臭気あるいは騒音等の周辺の環境対策につきましては、今後も引き続きしっかりと対応させていただきますので、よろしく願いいたします。今後、皆様とは情報を共有いたしまして、しっかりと協議を行って対策を進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解、ご協力のほどをよろしく願います。

司会：ありがとうございます。初めにお断りさせていただきますが、本日、会場の使用時間の関係で、最長21時30分までとさせていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日の資料ですけれども、次第が1枚と資料1から資料3-2までの4種類をお配りしております。

まず資料1ですが、「第13回旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催結果」というA4縦で表面のみが印刷されているものです。

続きまして資料2が「平成27年度第2回モニタリング調査結果について」というA4でページ番号が1から25ページまで振ってあるものです。

続きまして資料3-1ですけれども、「工事の進捗状況について」という見出しが付いております。ページがこれも振ってございまして、1ページから18ページまでと「資料3-1(参考資料)」というA4の1枚がホッチキス止めされているものです。最後に資料3-2ですけれども、「A工区廃棄物土掘削に伴う鉛含有廃棄物土の取扱いについて」というA4縦で1ページから5ページまでページが振っている資料となっております。

以上、資料がない、あるいは落丁等がございましたらおっしゃっていただきたいと思っておりますけれども、大丈夫でしょうか。それでは、次第に従いまして議事に移りたいと思っております。まず、議題の1つ目でございますが、前回の開催結果についてということで、ご説明をいたします。

室長補佐：皆さんご苦労様です。資料1をご覧ください。「第13回旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催結果」。日時は平成27年9月1日火曜日。場所は栗東市コミュニティセンター治田東で実施させていただきました。

質疑の概要について説明させていただきます。まず初めに、「平成27年度第1回モニタリングの調査結果について」というところで、水質の観測データの誤差はどの程度あるのかということに対して、次回お示ししま

すと回答させていただきました。後ほど資料2により説明をさせていただきます。

台風のような大きな降雨があると浸透水が多くなり、流れ出すことはないのかということにつきまして、浸透水は場内地下に設置する貯留層に一時貯留することになっているが、その容量は過去15年間のデータの計算結果に基づき、急激な雨でも浸透水が溢れないように対応できる設計にしていると回答しました。また、15年間のデータに平成25年の台風18号のデータは入っているか、入れたらどうなるかというご質問に対しまして、18号のデータは入っていない、次回結果をお示しすると回答させていただきました。台風18号のデータを用いて再計算を行いましたので、後ほど資料3-1により説明をさせていただきます。

騒音についてはどうかというご質問に対しまして、騒音が一番近い団地からは苦情を聞いていないが、別の団地の住民の方から苦情を1件聞いている。騒音の大きさは基準値と比較として問題はないものの、現地では重機の操作音を確認したので、点検・整備等の対応を行った。データは次回お示しすると回答させていただきました。この付近では、定期的に騒音測定を実施しておりますが、11月のデータを用いて後ほど資料3-1により説明をさせていただきます。

2番目の「二次対策工事の進捗について」ですが、今回明らかになった許可に違反した埋立ては違法ではないのか。RD社に対する対応はどうか、またそれを見越した県の責任について総括が必要ではないかということに対して、今日のご指摘は受け止めさせていただきますと回答しました。

なお、違法性に関してRD社が県に届けた内容と実態が異なっていたのかというご質問に対して、「はい」と回答したところですが、RD社が提出した申請書等を時系列に並べて再確認しましたところ、届出と実態が異なっているわけではないということが分かりました。この区域と申しますのは、現在の沈砂池より北尾団地側で、北尾団地法面後退工事前まで沈砂池であった付近については、平成10年と平成15年に変更申請がされておりまして、廃棄物の埋立てが許可された区域になっていたのですが、その変更内容が工事計画図面に反映されていなかったということが判明しました。図面作成の過程において、情報の共有が不十分であったため、このような結果を招いたというところであり、この場でお詫びして訂正いたします。

鉛含有物廃棄物土については、二次対策工事で掘削することを想定していなかった。この原則とは異なるやり方で処理する部分があるのであれば、住民と改めて協議する必要があるのではないか。また保管方法等について専門家の意見を聞いてほしいという意見に対しまして、有害物には該当しないため、場外搬出の対象とはならないものの、その取扱いについては、過去の経緯を尊重して現状に戻すことで対応することとし

て、7月の現場説明会でも説明させていただいたところであるが、ご意見を踏まえて再検討すると回答いたしました。再検討を行うとともに、専門家の意見を伺い整理しましたので、後ほど3-2により説明をさせていただきます。

以上が前回の開催結果でございます。また、11月17日の見学会時に参加者の方から、底面遮水工の施工方法についての意見をいただき、連絡協議会で説明をさせていただくと回答させていただきましたが、これについては調査に時間を要しておりますので、次回以降の連絡協議会で説明させていただくということで、ご了承をお願いします。

以上が資料1の説明でございます。

司会：また、後ほど説明する事項も多いのですが、今の説明についてご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、議題の2つ目の「平成27年度第2回モニタリング調査結果について」ご説明をいたします。

主任技師：資料2「平成27年度第2回モニタリング調査結果について」というA4横長の資料をご覧ください。座って説明させていただきます。1枚めくっていただきまして2ページ目3ページ目、まず2ページ目ですが、調査地点についてです。前回の調査から特に変更点はございません。

次、3ページ目をご覧ください。今回の調査は平成27年度第2回目の調査です。調査日は浸透水と地下水については9月25日、経堂池については10月5日に調査を行いました。浸透水の移流拡散概念図については特に変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

続きまして経年変化グラフについてですが、1つ目の四角、水量が少ない井戸が2地点ございまして、1つ目はH24-8(2)、Ks3地下水帯水層で処分場の東側にある井戸なのですけれども、露頭近くでして水量が極めて少ない状態で、今回もpHと電気伝導度のみの測定を行いました。

もう1つの井戸がH26-S2の井戸です。Ks2地下水帯水層で処分場の東側にございます。こちらについても水量が少ない状態でして、1.6倍量のページ後に採水を行いました。こちらについては有害物質の項目は測定を行っております。

1枚めくっていただきまして4ページ目、5ページ目、電気伝導度についてです。まず4ページ目、Ks3地下水帯水層と浸透水についてです。地点については、Ks3地下水帯水層の井戸については白抜きの丸印、浸透水用の井戸については三角印で表示しています。結果につきましては、全体的にいつもどおりで、ほぼ横ばいで推移をしております。一部の井戸で低下傾向が見られます。H24-2(2)、経堂池の東側、地図では経堂池の上側、こちらの井戸ですね。一番左上のグラフですが、こちらの井戸では低下傾向が見られています。

次、5ページ目です。Ks2地下水帯水層についてです。地点は全て丸印で表示しています。大体の地点で横ばいで推移しております。一部の地点で低下傾向がございます。H24-4、処分場の西側、地図でいいますと処分場の下側、グラフは下の段の左から2番目のこちらですが、こちらで低下傾向が見られます。また、一部の地点で過去の値に比べて高い値が出ております。NO.1-1、処分場の東側、地図では処分場上側ですね。グラフはこちらです。こちらで今回、88mS/m、前回までの結果に比べて高い値が見られています。その他、有害物質についてもこちらで測っておりますが、それらについては特に上昇は見られておりません。

1枚めくっていただきまして6ページ目、7ページ目、ひ素についてです。まず6ページ目、Ks3層と浸透水について。こちらは全地点で不検出でした。過去、環境基準を超えていた2つの井戸、NO.1揚水井戸とH26-S2(2)の井戸ですが、NO.1揚水井戸、処分場の中、グラフでは下の段の左のものですが、この井戸は以前から濃度の変動が大きく、といたしますのも、揚水井戸ですので内径が大きく、ストレーナーも長いのでいろんな水みちから水が集まってきていると。降雨の状況ですとか、水位の状況によって各水みちの水量が変わると。水みちによって濃度というか、組成が違いますので、こういった大きな変動が出ているものと考えております。

もう一つ、H26-S2(2)、グラフでは上の段の一番右のものですね。こちらについては、TRD施工前の井戸、H24-S2(2)の井戸では環境基準の3~5倍程度の値が検出されていまして。今回は、27年度の1回目の調査で不検出でしたが、それに続いて、また不検出という結果でした。

主任技師：次、7ページをご覧ください。Ks2層についてです。3つの井戸で環境基準を超過いたしました。H24-7、H26-S2、NO.3-1です。こちらの井戸とこちらの井戸とこちらの井戸です。濃度は従来と同程度でほぼ横ばいで推移しております。NO.3-1の井戸については、やや低下傾向にあると思われま。その他の井戸については不検出でした。

1枚めくっていただきまして、8ページ、9ページ目、項目はふっ素です。まず8ページ目、Ks3層と浸透水。こちらについては全地点で環境基準以下でした。環境基準以下で検出された地点が3地点ございまして、浸透水の2地点、NO.1揚水井戸とH16-NO.5の井戸、グラフは下の段の2つですね。それとKs3層の1地点、H24-S2(2)、処分場の東側、グラフが一番上の段の右ですね。これらについては濃度はほぼ横ばいで推移しております。その他の地点については不検出でした。

次、9ページ、Ks2層です。こちらについても全地点で環境基準以下でした。4地点で環境基準以下で検出されていまして、濃度についてはほぼ横ばいで推移してました。他7地点については不検出という結果でした。

1枚めくっていただきまして10ページ、11ページ、項目はほう素です。まず10ページ目、Ks3層と浸透水。環境基準を超過した地点が3地点ありま

した。処分場内浸透水のNO.1揚水井戸とH16-NO.5の井戸。グラフは下の2つ。経年的には低下傾向が見られます。もう一地点、Ks3層のH26-S2(2)の井戸。一番右上のグラフです。こちらの井戸、経過としましては、TRD施工前の井戸、H24-S2(2)ではたびたび環境基準超過が見られていました。今年度井戸が変わりまして、前回平成27年度第1回の調査では環境基準以下でした。今回第2回の調査で再び環境基準を超過しました。濃度については、H24-S2(2)と同程度です。こちらについてはかなり重要な井戸です。結果を注視していきます。その他、環境基準以下で検出されたのが2地点、経堂池の東側、こちらの井戸とK-1、最北西部、地図では一番左下、濃度についてはほぼ横ばいで推移をしております。

次、11ページ目です。Ks2層についてのほう素です。環境基準値超過した地点が1地点ございました。NO.1井戸、処分場の北側でこちらの井戸です。濃度としてはこれまでと同程度の濃度で、ほぼ横ばいで推移しております。環境基準以下で検出された地点が4地点ございまして、うち以前、環境基準が超過した地点が2地点、H24-4とNO.3-1ですね。こちらについては、今回は環境基準以下で、以前からほぼ横ばいで推移していますが、環境基準程度の濃度で変動していますので、また今後も超える可能性はあると思います。他の2地点、H24-2とK-1の井戸については、ほぼ横ばいで推移しております。他6地点については不検出でした。

続きまして、12ページ、13ページ、鉛についてです。こちらについては全地点で環境基準以下でした。環境基準以下で検出された井戸は1カ所、浸透水のNO.1揚水井戸で0.005とぎりぎり検出された状態です。それ以外については、Ks2層も含めて全地点で不検出でした。

めくっていただきまして14ページ、15ページ、水銀についてです。こちらについては、今回の調査でも全地点で不検出でした。

また、1枚めくっていただきまして16ページ、17ページ、1,2-ジクロロエチレンです。16ページ、Ks3層については全地点で不検出でした。17ページ、Ks2層については全地点で環境基準以下でした。環境基準以下で検出された地点が1地点、NO.1の井戸で0.004とぎりぎり検出されました。それ以外の地点では、全て不検出でした。

めくっていただきまして18ページ、19ページ、塩化ビニールモノマーについてです。まず18ページ、Ks3層と浸透水。こちらも全地点で環境基準以下でした。環境基準以下で検出された地点が3地点ございます。H16-NO.5浸透水揚水井戸。グラフが一番右側ですね。それと、H24-2(2)の井戸です。3つ目がK-1の井戸です。H16-NO.5とH24-2(2)については、ほぼ横ばいで推移しております。最北西、左下のK-1については、環境基準付近で変動してございまして、経年的に見ると低下傾向にあります。今後も継続して見てまいります。

次、19ページ、Ks2層についてです。こちらも全地点で環境基準以下でした。環境基準以下で検出された地点が3地点ございまして、NO.1の井戸

とH24-2の井戸とK-1の井戸ですね。NO.1の井戸については、グラフを見ていただければ分かる通り、急激に低下しまして環境基準以下の状態で安定してきております。H24-2については、平成26年7月以降、環境基準値を超過していたのですけれども、今回の調査では前回7月の調査に続いて環境基準以下という結果でした。K-1については、先ほど申しました通りです。

1枚めくっていただきまして、20ページ、21ページ、1,4-ジオキサンについてです。まず20ページ、Ks3層と浸透水。全地点で環境基準以下でした。環境基準以下で検出された地点が5地点ありまして、うちH24-2(2)の井戸、0.047と環境基準の大体95%ぐらいの値でして、今後も注意して見ていく必要があります。傾向としては、平成25年7月に環境基準を超過して以来、順調に低下しております。その他4地点につきましては、変動はありますが、経年的に見て低下傾向でございます。その他、不検出の地点が1地点ありました。

次、21ページ、Ks2層。こちらでも全地点で環境基準以下でした。環境基準以下で検出された地点5地点ありまして、どの地点も変動がありますけれども、低下傾向です。その他不検出が4地点ありました。

地下水、浸透水の調査結果については以上です。22ページ、23ページに考察のまとめを載せております。グラフにしていない物質でBODがありまして、こちらについてH16-NO.5浸透水の井戸で、維持管理基準が20のところ、21とぎりぎり超過しました。以前から超えたり超えなかったりしているところでした、濃度については過去の変動の範囲内でございます。

1枚めくっていただきまして24ページ、経堂池の水質です。調査はこちらは10月5日に実施しました。農業用水基準を超過した項目で、電気伝導率があります。36mS/mで基準値30に対してというところです。濃度については過去の変動の範囲内で、これまでの調査結果と比べてそれほど変わったものではございませんでした。調査の数日前に降雨があったということから、状態としては高い水位でした。そのことについては備考に記載しています。

25ページ、今回の結果について一覧にして表を載せております。最後に前回ご質問がありました環境モニタリング調査の測定値の誤差についてです。測定値の誤差なのですけれども、今回のような調査では、繰返し精度というもので評価します。出し方としましては、同じ検体のものを同じ方法で繰返し測定をして、得られた複数の測定結果を統計的に処理して算出します。数値については、項目によって測定方法が異なりますので、測定の項目によって繰返し精度も異なります。大体のことですと、ひ素、ふっ素、ほう素等、揮発性有機化合物以外の項目については10%以下、揮発性有機化合物、この表でいきますと1,2-ジクロロエチレンですと10~20%ぐらいです。

繰返し精度の意味としましては、複数測定結果が得られたら平均値が得られるのですけれども、平均値のプラスマイナス平均の繰返し精度分の範囲に全測定値の約7割が分布するというものでして、イメージとしては繰返し精度が小さいほど精度が良い、つまり誤差が小さい、大きいほど精度が悪い、つまり誤差が大きいというものです。ですので、測定値についてはこれぐらいの精度があるというご認識のもと、調査結果を見ていただければ幸いです。調査結果については以上です。

司会：それでは、今の説明につきましてご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

住民：ひ素のH26-S2、新しい井戸でございますね。ここについては、前のH24-S2(2)から新しい26-S2(2)に変わった途端にすっとデータが下がっているんですね。これは井戸が新設されたということの影響が考えられると思うのですけれども、何かこのあたり検証されておられますか。

主任技師：水質については前回の調査の際に、各イオン種について測定しまして、ヘキサダイアグラムというものを作成して、前回のH24-S2(2)の井戸のヘキサダイアグラムと比較をしていますが、同じような形をしていますので、同じような組成の井戸であると考えていますので、継続性があるものと考えています。

住民：はっきりなぜ下がったのかということとはちょっと分からないと思いますけれども、これは経過を今後少し見ていかないといけないんじゃないかなと思いますね。それと、最後に説明いただきました測定値の精度についてですけれども、現在のモニタリングでは、同一検体について何回の繰返しをやっていらっしゃるのですか。

主任技師：特に繰返しの測定は行っておりませんが。

住民：ああ、そうですか。1カ所から検体を取って1回測定するだけですか。

主任技師：そうです。

住民：それで信頼性はどうなのですか。全体の7割が繰返し精度の範囲に入ってる、3割はもっと大きく触れてしまうということですね。

主任技師：そういうことです。

住民：非常に再現性がよろしくないのではないと思うのですけれども。ただ1

回ですか。

主任技師：1回ですね。異常値があった場合は確認の。

住民：そうしますと、得られた測定結果は基準値に対して、例えばひ素とかふっ素なんかですと大体10%の範囲で振れますね。そうしますと、その10%ぐらいは十分安全性を見た形で評価していかないといけないんじゃないですか。

主任技師：それについては環境基準というものは。

住民：環境基準に既にそれだけの余裕が含まれているということですか。

主任技師：それもあると思います。環境基準の基準値についても、例えば1日に2ℓ地下水を飲んだ場合という想定があったりとか、かなり安全側に見ていますし、環境基準と測定方法というものはセットで決まっていますので、測定方法の誤差についても十分考慮した上で定められております。

住民：結果的にほんのわずかのあれでも基準を超えますと、これはアウトということになりますね。それによって、例えば今のRDの選別の廃棄物土の検査の場合でも、ほんのわずかの差で場外搬出あるいは埋立用の再資源という、生きるか死ぬかというような大きな差が出てくるわけですね。ところが、実際の測定は、今のお話を伺いますと、かなりばらつきの範囲があって、ほんの僅かの差で生きるか死ぬかというような結果に対して、この試験は私は信頼性が低いなと思うんですけどね。

主任技師：土の基準については、測定方法と土壌の環境基準値セットで決まっていますし、測定値というものがあって、おっしゃるには真の値が測定値とかなりずれているということだと思えるのですけれども、あくまでも土壌環境基準の比較としては測定値と比較するとなっていて、JISの中で繰返し精度、このように規定されていますし、そのJISの方法でもって土壌環境基準について評価するべしとなっておりますので、あくまで公正な方法であると言えます。

住民：現在繰返しの測定をやってられないということでしたね。

主任技師：はい。異常値等が確認された場合は確認の分析はしております。

住民：何が。どういう場合に確認の分析されるんですか。

主幹：環境基準値からかなり低い値というのは仮に10%あっても大丈夫なのですけれども、環境基準値前後の値というのはやっぱりずれがあるので、最初の値が正なのです。これは決まりでそうなっているのですが、それが例えばミスで高いのが出たらまずいので、それは再確認で同じような値が出るかというのは確認していると聞いております。

住民：再確認されているのですか。

主幹：はい。JIS等、法律の施行にあたっての基準値との比較というのはそこまで規定されていないのですけれども、やはり分析機関さんのほうでもその辺は慎重にやられています。

住民：現実に現在このモニタリングのそういう範囲内に、例えば±10%範囲内にあるような場合は、もう一度確認をやられると。

主幹：±10%という規定を設けてあるかどうかは分かりませんが。

住民：いやいや、ここに先ほどの繰返し精度の範囲。

主幹：要するに、そういった近い値であった場合は。

住民：されていると考えるといいですね。

主幹：基準値相当の値であった場合は再確認をしておられると聞いています。

住民：その場で確認試験をされて、また再びその範囲で出てきた場合はどうされるんですか。

主幹：1回目の値が正の値であったということでございます。そういう形で原則は1回勝負という形なんですよ。

司会：他にご質問ございませんか。それではないようですので、次の議事に移りたいと思います。議事の3つ目ですね。二次対策工事についての1つ目のポツ、工事の進捗状況についてご説明をいたします。

副主幹：資料3-1「工事の進捗状況について」ご説明します。前回の連絡協議会以降の進捗を中心にご説明します。また、前回の連絡協議会でいただきましたご質問に対する回答もあわせて後半にご説明させていただきます。

こちらは12月9日に撮影しました航空写真でございます。概要を説明させていただきます。一次対策工事等で仮置きしました仮置物の撤去につ

きましては9月末に完了しております。選別施設、この白い建屋では、選別処理を継続して実施しております。選別しまして発生する埋戻可能物につきましては、順次、こちらに仮置きしております。

こちら、A工区と名付けおりますこのエリアにつきましては、掘削を進めておりまして、9月の中旬に全面的な掘削に着手しております。

既設の井戸の撤去、こちらがNO.9(新)、こちらがB2の井戸でございます。こちら2つの井戸につきましては、9月の後半に撤去を完了しております。

こちら、黄色で書いております経堂池部止水矢板工につきましては、10月、11月に打設を完了しております。

こちらは、現場事務所の屋上に設置しております展望台から撮影しました全景写真です。正面が埋戻可能物の仮置きの状況です。法面につきましては、黒いものとか銀色のものがありますが、既設のシートを用いまして表面を被覆しております。こちらの奥では、A工区掘削で発生しました掘削土を仮置きしておりますし、こちら右端で、屋外で粗選別しまして、この隅に写っています白い建屋で選別処理を行っております。下の写真は施工状況でございます。

こちらは二次対策工事の土工・処分実績をまとめております。種別ごとに11月末現在で実績値を取りまとめさせていただいております。今後、連絡協議会の度に更新したいと思っております。

こちらは工事の工程でございます。工事工程につきましては、現在のところ、概ね計画どおりの進捗が得られております。各工種について11月末現在の施工状況を説明させていただきます。まず、A工区掘削の状況でございます。A工区掘削につきましては、7月の初旬、ちょうど法肩から掘削を開始しまして、7月3日に見学会を開催いたしました。順繰り、この法面を掘削しまして、現在では全面的な掘削に着手することができました。ちょうどこの黄土色で書いておりますのは、11月17日に現場見学会を開催したときの掘削の状況になります。現在では、このあたりを掘削しております。

今後掘削が進みますと、地下水の影響を受けることとなりますので、平成28年度には、この青い点線から止水矢板を打ちまして、その先の掘削を進める予定をしております。掘削が完了しましたら、底面遮水、遮水層の穴の開いているところに詰め物をしまして、その上にコンクリートの殻を敷きならししまして、浸透水の貯留層を施工します。その後に仮置きしています埋戻可能物で埋戻しさせていただきます。

こちらは前回の連絡協議会で説明させていただきました鉛含有廃棄物土についてのスライドです。鉛含有廃棄物土につきましては、ちょうどこのオレンジ色の楕円の部分で掘削にかかるということになりました。この掘削しました部分につきましては、グランドシートというシートで覆いまして、雨水等に触れないようにさせていただいております。また、

掘削しました鉛含有廃棄物土につきましては、オレンジ色の裏のほうにシートがけしまして、シートでくるみまして仮置きさせていただいております。鉛含有廃棄物土の処置につきましては、後ほど資料3-2で説明させていただきます。

こちらは経堂池部の止水矢板でございます。10月と11月で経堂池部の止水矢板の打設を完了しました。本格的なA工区掘削、B工区掘削にかかる前に経堂池と旧処分場の浸透水の行き来を遮断したことになります。

次が既設井戸の撤去。このスライドは県NO.9(新)の掘削撤去の状況でございます。掘削に用いましたのは全旋回掘削機、こちらの機械とクローラクレーンを用いまして直径1.5mの円柱状に井戸と廃棄物土を掘削しました。井戸をKc3層の上から50cmのところまで撤去しまして、コンクリートで高さ3.5m分を充填しまして井戸を閉塞させていただいております。

また、掘削にあたりましては油圧式のハンマーグラブ、こちらの機械なのですけれども、油圧式の機械で掘削をしまして振動、騒音等が発生しないように注意しております。こちらの写真は回収した井戸でございます。

こちらがB2の井戸の撤去の状況です。回収した井戸の長さも計測しております。こういうふうにごにゃと曲がっておりますのは、この油圧式のハンマーグラブ、ちょうどスコップ2つ合わせるように掘削するのですが、そのときに曲がってしまうというものでございます。こちらに大きな筒が写っておるのですが、これは井戸と直径が違います。井戸とは違う塩ビ管を回収しております。

次は選別土の適合確認分析結果でございます。前回の連絡協議会以降、43回分析を行いまして不適合の判定が1回ございました。不適合となりました項目につきましては、前回と同じくふっ素でございます。11月末まででは累計で93回分析をしまして、6回の不適合の判定という状況でございます。不適合の発生率は6.5%ということになりまして、想定しておりました不適合率の10%を下回っておるという状況でございます。最新の適合確認の分析結果につきましては、受付で配付させていただきました。また、後ほどご覧下さい。最新のものでは100回の分析をしております。

次に、現場見学会を11月17日に開催させていただきました。対象の工事はA工区の掘削でございまして、11名の方に参加いただきました。ありがとうございます。

次に、前回の連絡協議会でいただきましたご質問について、回答させていただきます。工事の騒音についてご質問いただきました。栗東ニューハイツの三ツ池にという池に面したお住まいの方から苦情をいただいております。建設重機のカツカツとか、ガシャガシャという音がうるさいという内容でございまして、7月に苦情をいただいたところです。調査の結果、コンクリート殻を重機で左右に振る作業を行っておりまして、この右下の写真ですね、これがその作業の状況なのですが、選別しまし

たコンクリートの殻をバックホウで、左右に揺すってふるい分けをしております。そのときに重機のつなぎ目から発生するガツガツという音がうるさいということでしたございました。左右に振る作業の際に発生する音が原因であることが分かりましたので、重機の整備等を実施しまして騒音対策をさせていただいております。また、7月以降、月に1度騒音の計測を続けております。

こちらのスライドには11月4日に測定しました騒音の結果をまとめております。縦軸が音の大きさでございまして、横軸が時間でございまして、約10分間計測させていただいております。環境基準が55dBというところなのですが、結果としましては49.5dBと、環境基準よりも小さい騒音のレベルであったということでございます。

しかしながら、ふるい音はこういったところで高く出ておまして、ふるい音、建設工事から大きい音は観測されております。また、苦情主の方とお会いしまして工事の趣旨、必要性、作業の内容等を説明しまして、一定のご理解をいただいたところだと思っております。いずれにせよ、今後とも騒音に留意しながら施工を進めたいと考えております。

次に、大型台風に対して浸透水貯留層が溢れないかという質問を前回の連絡協議会でいただいております。浸透水貯留層の容量につきましては、最終処分場の設計で用います一般的な手法で容量を設計しております。その方法で平成25年の台風18号の雨を再度計算しました結果、現在の設計の容量で十分貯留できるという結果が得られております。台風18号のような強い雨ですと、浸透する量よりも地表面を流れる量が多いので、現在の容量で十分貯留できるということでございました。詳細につきましては、次のページの資料3-1(参考資料)にまとめておりますので、ご覧下さい。

また、強い降雨によって法面の浸食、崩壊も予想されます。二次対策工事の計画では、法面のキャッピング、雨水排水、それから覆土、あとまた盛土につきましては安定勾配で盛土させていただいておりますので、法面の崩壊、浸食等は起こりにくいような設計とさせていただいております。

以上で工事の進捗の状況についての説明を終わらせていただきます。

司会：それでは、ただいまの資料3-1の説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

住民：経堂池の状況についての質問なのです。止水矢板が10月28日に完成しているんですね。経堂池の水質の調査は10月5日ですから、その後になるわけですが、12月に入ってから多分取水だけはしているのではないかとと思うんですが、そのときの状況を教えていただけますか。

主幹：3回目の調査なんですけど、小野自治会さんと栗東市さんの協力を得まして12月17日に採水は行いました。水位も相変わらず高い状況でございました。当日は降雨の後だったので、ちょっと濁りがあったかなという感じなのですが、水質に関しては今データがないので、またそれは分かり次第、次の連絡協議会にお知らせさせていただきたいと思えます。ただ、いつもに比べて変わったところがあるとか、あるいは良くなっている悪くなっているというような状況は見られず、今回10月5日の調査のときと余り変わらないような感じでございました。

住民：今年雨が多いので、ちょっと例年と違った状況になっている可能性がありますのですが、従来のお話だと、この止水をすると水量が減るのではないかという話だったと思っているんですけども、どういうふうに変化すると県側は予想しているか教えてもらえますか。

主幹：今回、止水矢板を設置したのは経堂池の下を流れている浸透水と処分場側の浸透水を遮断する役割です。ちょっと水位とかの差によってどう流れているか、概ね浸透水、地下水は処分場側から経堂池に向かって流れていると思うので、それはKs2は違うのですが、Ks3層以上については遮水できたというふうに考えています。

ただ、国道1号バイパスができるときに、RD処分場の表面水については暗渠管を設けまして、これは従来からそうだったので、経堂池に流れるような形になっております。

それと浸透水、地下水の水が行き来はなくなったのですが、表面水は今までどおり経堂池のほうに入っておりますので、そういった水については止水矢板を施工する前後で特に状況は変わっておりませんので、水位の変動には影響がないと。降雨が多ければ、当然水位が高くなっているのではないかと考えております。

住民：お聞きしたいのは、水量だけのことでなくて、止水矢板をすることによって、経堂池の水質がどのように変化すると作業仮説を立てていらっしゃるから教えてくださいということなのですが。

主幹：浸透水が経堂池にどう影響しているかといいますと、もし影響を与えているとするならば良くなる話になると思うのですが、今、経堂池の水質につきましてCODや電気伝導率とか若干、農業用水基準を超えているものもあるのですが、著しく悪いわけではないので、そういったものが影響を与えている、浸透水が仮に影響を与えている、与えていないにかかわらず、大きく変わらない可能性もあります。

ただ、作業仮説と言われますと、立ててはいないのですが、仮に浸透水が経堂池に影響しているのであれば、今後、今ある項目につきまして

も良くなっていくと思われます。これはこの場で想定した内容でして、これ以上のことはちょっとと言えないと理解いただけないでしょうか。

室長：次回以降の調査でその辺も明らかになってくると思います。そこは十分注視して観測していきたいと思しますので、またご報告させていただきます。

司会：他にご質問ございますか。

住民：既設井戸撤去のところ、14ページです。回収した井戸の右側に井戸とは違う塩ビ管があるということですがけれども、これは廃棄物ということでは捉えていいのでしょうか。

副主幹：はい。廃棄物とお考えください。

住民：ということは、掘削していく中でたまたまこの既設井戸を撤去することが出てきたと。他にもこういったものがたくさん出てくる可能性があると考えていいのでしょうか。

副主幹：掘削しました廃棄物土の中に、こういった塩ビ管が混じる可能性は多分にあると思います。現にばりばりに割れたような塩ビ管を何回も見ていますので、同じようなものがたくさん埋まっている可能性はあると思います。

今回、井戸の撤去に当たりまして、実際塩ビ管は80mm前後、それを撤去するために直径1m50ぐらいの掘削をしていますので、その土と一緒に井戸を出しています。その中に塩ビ管の廃棄物が混じっておったということでございます。

司会：他にご質問ございませんか。

住民：騒音のところでは55に対して49.5だから結構小さいよということですがけれども、55.0というのは等価騒音レベルでの環境基準と同じことなのか。

副主幹：はい、同じでございます。

住民：等価騒音レベルで比較しなさいというのは環境基準。ああ、そうですか。それと、台風18号のこれですけどね。計算で70何とかと。僕はよく分からないんですけども、もともとこれ決めるときに計算されましたね。10何年間やって。

副主幹：はい、15年間です。

住民：あれに当てはめたらどうなるのかなと思って。

副主幹：当てはめるといいますと。

住民：年の平均とか一番多い年の数字を持ってきて、だあっと計算をやってもらったの。

副主幹：そうです。15年間で一番貯留できる容量が3600m³ということです。

住民：前のがそれで合っているのかどうか、私もちょっとよく分からないのでね。

業者：建設技術研究所といいます。今までの計算につきましては同じ手法をやっておりまして、過去の15年間のずっと全ての洪水を入れて同じように計算しておりまして、今このグラフを描いております台風18号のときは、大きな雨が二日間に分けてどっと来た、その後に水処理量、250 m³で処理しきれない分として3日間ほど一時的に貯留すると。その中で一番大きいのが73 m³ぐらいだったのですね。

ところが、15年の中ではだだらと降ってくるような雨がやっぱり厳しい場合でして、そういうときには一時的に貯留する量が丸めて3600になったのですけれども、3000幾らの容量になってしまったケースがあったというのが、過去15年間の中では一番厳しかったと。

そういうことに比べますと、この台風18号のときにはかなり集中的な短期間の雨だったので、思ったほど地下に浸透する量が少なかったというのが結果だというふうにご理解いただきたいと思います。

住民：ちょっと前のやつがね。私も前、見ていたんですけどよく分からなくて、そのまま放ったらかしになってしまっただけでよく分かってないから、今度新しい400mmぐらい多い資料が出てきたら、それを当てはめたらどうなるのかなというのを期待していたんですよ。3000m³か、その3600。

業者：はい、3600ぐらい。

住民：多かったのは3000と今おっしゃったんですかね。

業者：はい。3000幾らのときが丸めて計画値として3600にしている、そんな大きなケースがあったということです。

住民：3000が要するというのはいつのことなんかな。

業者：それはここには載せておりません。過去15年間の計算結果は別に設計の中ではございまして、ここはたまたま今回の18号だけの計算結果をグラフ化しておりますので。

住民：そこだけちょっとコピーをとってきたんやけどね。一番最後の委員会の資料の中にあつて、私もちよろちよろと昔見てたんですよ。ミスプリもあるなと思いつつながら、よう分からないからとりあえず放っていたんです。この前、そんな話あったからちょうどええなと思って。あれにその数字を当てはめたらどうなるのかなと、そういうふうに思ったんですよ。2-8というやつかな。一番最後の8回目の資料か何かやったと思いますけど。ここに15年のやつ入っておるけどね。これ単純に足したら、年合計に400足すわけですからね。一番大きいときで1699になっているから、それは2000になるということやから、そういう数字を変えたらどうなるのかなというのがちょっと期待してたんですけどね。違う方法でやってくれはったから、これがどうなのかというのもちよつとよく分からないけど。

業者：計算は同じです。表示の仕方が違うんです。

審議員（滋賀県）：計算方法は同じなんです。

住民：同じですか。

審議員：15年間ずっと毎日データを入れていきます。その結果がそれです。

住民：でも、これは端折っているから多分、私はそれで余計分らない。多分、端折られていると思うんですよ。ある程度。

審議員：比較できるようにしておけば良かったのですがけれども、全部のデータが入った上での差引計算でこうなりましたということです。

住民：まあ、これは個別の興味になるのかもしれないので、余りいいですけども。

司会：他にご質問はありませんか。それではないようですので、次の議事のほうに移りたいと思います。3の2つ目のポツ、「鉛含有廃棄物土の取扱いについて」ということで、ご説明をさせていただきます。資料は3-2にな

ります。

主幹：A4縦長の3枚ものの資料3-2「A工区の廃棄物土掘削に伴う鉛含有廃棄物土の取扱いについて」をご覧ください。資料は白黒ですので、併せてスライドもご覧ください。

前回の連絡協議会におきまして、鉛含有廃棄物土の掘削につきましては二次対策工事の当初案では想定されておらず、改めて協議する必要があるのではないかと、また専門家の意見を聞いてほしいとのご意見をいただいておりますので、再検討をお約束しておりましたところでございます。そこで対応方法につきまして再検討するとともに、専門家の先生方に意見を伺いまして変更案を整理いたしましたのでご報告いたします。以下、単に鉛含有廃棄物土と申します。

1ページ目の図1、またはスライドをご覧ください。これは前回の連絡協議会でもお示しした図ですので、ちょっと端折って説明させていただきますが、平成17年にRD社に行われた深掘是正のときに発生した鉛含有廃棄物土について、この位置に粘性土で包み込んだ構造のエリア、これは雨水が流れ込まないような構造で埋戻したわけなのですけれども、これが今年行いましたA工区の掘削において、この区域が重なるということが判明しましたので、7月3日の説明会で対応を説明して、その後、9月1日の前回の連絡協議会で、対応案を説明させていただいたところでございます。

その掘削して重なっていた状況につきましては、1ページ目の下の図2とその時の状況につきましては、2ページ目の図3の写真をご覧ください。簡単に説明しますと、当時鉛含有廃棄物土が粘性土に包まれて埋戻されていた状況が確認されました。現在、工事中は露出しておりますので、雨水等が入らないように防水シートで養生しております。先ほど3-1で写真による説明があったかと思えます。こういった状況になってございます。

掘削した530m³の鉛含有廃棄物土につきましては、先ほども説明がありました通り、西市道側に防水シート等でくるんで飛散、流出、雨水浸透がないように保管しております。

こういった状況は前回のときに説明した内容で、2回目の説明になって恐縮なのですが、2ページ目に当時平成17年度の対応方針と粘性土での包み込み措置についてまとめさせていただいております。それが2ページ目の(2)、1)に記載されております。ちょっとここは省略させていただきますが、前回の連絡協議会におきまして2ページ目の一番下にあります意見をいただきましたので、これも踏まえまして今回変更案というのを考えさせていただきました。

3ページ目、もしくはスライドのほうをご覧ください。3ページ目のほうに「鉛含有物廃棄物土の対応方法(変更案)」という形でお示しさせていた

だいております。

変更案の趣旨につきましては、下の3ページ目の上の破線の囲みをしてある部分をご覧ください。こちらの②ですね。こちらのスライドにも示しておりますが、平成17年度に当時行いました対応方針および措置内容、すなわち鉛含有廃棄物土を粘性土で包み込んで雨水等が浸入しないような構造で埋め戻したという、この措置内容とも整合を図るとともに、①にありますように、現在二次対策工事を行っておりますので、こちらの基本方針および住民の皆様方と結びました協定等の内容を遵守した形で、この1,2を両方満たすような形で変更案を考えてまいりました。

その変更案につきましては、資料の3ページの破線の囲みの下に「【考え方】」ということを示しておりますが、イメージといたしましては下の図-4の「鉛含有廃棄物土の処理フロー(変更案)」をご覧ください。あるいはこのスライドをご覧ください。

鉛含有廃棄物土につきましては前回、約530m³がA工区の掘削にかかってしまいましたので、これにつきましては今行っていますA工区と、他の区域の掘削廃棄物土とは区別した形でこの実線の太枠で囲まれた領域にあります通り、他の廃棄物土と同じように取扱いをさせていただきたいと考えております。前は、この赤い点線、太い点線で示したラインで考えておったのですけれども、今回、この緑の実線、お手元の資料では太い実線で示した矢印のラインで、そのフローを示させていただいております。

前回の案では、場内の選別施設に運搬した後、選別を行い、廃プラですとか木くずといった廃棄物については場外に搬出する。選別した選別土につきましては、粘性土に包み込んで埋戻すとしておりましたが、この措置をちょっと変えまして、他の区域での廃棄物土の選別と同じように、選別した選別土を一旦仮置きいたしまして、適合確認分析を改めて行います。この適合確認分析が適合であった場合は、場内に仮置きした上で別途選別しましたコンクリート殻などの再生資源と一緒に形にして、それで粘性土でくるみ込んで再び埋戻すという形にさせていただきたいと考えております。適合確認分析を行いまして、その不適合の項目があった場合は、これは一旦分けてはありますけれども、廃棄物として場外へ搬出処分するという形で対応させていただきたいと考えてます。通常の廃棄物土の扱いは、この細い実線で囲われた流れになるのですけれども、仮置きした後、埋戻しという形になるのですが、そうではなくて、粘性土で再び包み込んで埋戻したいと考えてございます。

この変更案につきまして、アドバイザーの5人の先生方にご意見を伺いましたところ、了解あるいは異論ないという評価を得ております。しかし、先生方からご意見がございまして、埋戻しにあたっては埋戻した位置情報を明らかにしてくださいということ、それと埋戻した箇所雨水等による浸食で露出したり、あるいは流出したりしないよう適切に管理

してくださいということ。それと浸透水、地下水への影響を井戸などを用いて監視していただくというご意見をいただきましたので、それらを踏まえまして埋立位置は現在のところはまだ決まってないのですが、決まりました場合は埋立位置の情報を確実にして保管し、後任に引き継ぎはもちろんのこと、監視、モニタリングについては充実して行っていきたいというふうに考えております。

主幹：なお、監視により異常が発見された場合は、この包み込んで埋戻した鉛含有選別土につきましては、再度掘削いたしまして調査、確認等を行うことになるというふうに考えております。

包み込みをして埋戻しする場所につきましては、現在のところはまだ確定しておりませんが、これらの位置につきましては今後検討を行ってまいりまして、計画案ができましたら、またこの連絡協議会等で皆様方のほうにご報告申し上げたいと考えております。

資料3-2につきましては以上でございます。

司会：それでは、今の説明につきましてご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

住民：簡単なというのか、分からないのでちょっと質問です。適合確認分析、これを入れていくということですが、これは実際、どういう確認をされるんですか。

主幹：選別施設で分けた選別土につきましては、カドミウム、鉛、水銀、ひ素、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類とTOCの8項目、資料3-1で示しました8項目につきまして分析を行います。

主任技師：今日皆さんに追加でお配りしたものをみていただくと分かると思います。

主幹：こちらの資料3-1のスライド15枚目をご覧ください。この8項目について分析を行います。これが1項目でも超過していた場合は廃棄物として場外搬出処分という形になります。セーフの場合は埋戻場所が確定しておればその場所に粘性土で包み込んで埋戻す。確定してない場合は場内で適切に保管した上で、またお示しする適切な場所に再び埋めさせていただくというふうに考えております。

住民：それと、一応5ページのところにアドバイザーの先生の方の意見が、全員の方が県の対応方針には問題がないという形で言われているんですけども、その下にたくさんいろんな問題ということではないんですけど、

いろいろな条件が付けられていますね。これについては、また次回なり具体的に出示していただけるのですね。

主幹：こういった意見を踏まえて対応するつもりなのですが、埋戻し場所が決まりましたら、その場所は必ず位置情報を確定して風化しないように後任の方に引き継いでいく、あるいはこういった形で埋まっている。例えば、地上でいくと、今決まってないので、ここは想定になりますけれども、杭とかあるいはロープとかいったもので、ここに埋まっているということを明示するという形になります。それが表面を覆った覆土なり、その下の皮ですね、粘性土、そういったものが破れたり流出してしまえば、中の選別した鉛を含んだ選別土が流出しちゃいますので、そういったことがないようにしていくと。下流側の適切な井戸等で浸透水への影響がないかというのをモニタリング、監視していくという形の意見をいただいておりますので、そういったことを踏まえて位置なり埋戻し方法といったものを検討してまいる予定でございます。

住民：その場合、期間、長期間、何年か分かりませんが、その方法で絶対漏れない、鉛がそこから漏れていかないとか、そういうのはないんですか。その方法でやればシートで覆うよりも安全性が高いというようなことが言われていますけれども、期間が長くなればなるほど、その期間は短期間であっても長期間であっても全然影響はないんですか。

主幹：原則的には鉛を含有していますけれども溶出してないものなので、そういった浸透水への影響はないと考えておるのですけれども、適合確認分析も行いまして、そのときにもう1回、鉛が出るかどうかということも確認させてもらうことになります。二次対策工事の施工方法だと、それをそのまま埋め戻すのですけれども、それではどこに行ったか分からなくなりますので、埋戻すときも同じように位置を明らかにして表面を覆土して埋めます。これがそのまま流れていくというのは、要は破けた状態ということになりますので、そういったことがないかどうかということを確認する、特に表面側が破けることになりますので、そういったことで破けたり流出したりすることがないように監視してまいるということでございます。

司会：他にご質問はございませんか。

住民：前回の案っていつでしたか。その点々の報告は。

主幹：前回の案を示したものです。前回9月1日の連絡協議会のときに、方法を口頭で述べさせてもらったので、資料としてはこの点線という形、フ

ローでは示して…。

住民：資料はない。

主幹：はい。

住民：今、探していらないからいつやろなと思って。

主幹：図示して比較できるような形で、2つ線を描かせていただきました。

住民：要は、これ同じことを言っているのですね。たまたま詳しく書いてだけで。そんな感じじゃないんですか。

主幹：適合確認分析を経て判断するということが新たに加わったという形になります。

住民：口頭でそれを言ってなかったから、そういうふうにもともとどおりにちゃんと書きましたと、そういう格好ですね。前の訂正してということと言われたけれども。

主幹：そうです。より二次対策工事の基本方針に則した形になったという形でございます。

住民：それと、もともと埋めたときに場所は結果的に特定されなかったですか。前も言ったけれども。

主幹：どこに埋まっているかというのは、ある程度分かっておったのですけれども。

住民：前埋めるときに埋めても大丈夫ですよと、粘土でくるんで埋めますと言って。私らは余り、それに「はい」と賛成したつもりはないんですけども。そういうことだからと言って、それから後でも、あれ何とかしてくれといって話はぼちぼち出ていたと思うんですけどね。そういうことを言っていたにもかかわらず、特定ができてなかった。

主幹：いや。当時、埋戻すに当たっては分析して、測定は。

住民：どこにあるかというのをね。それで、今回は。

審議員：〇〇さん、場所は分かっていました。ただ、今回違っていたというの

は、A工区を掘るときにそこがかぶるということを、そのところが我々、ちょっと当初考えてなかったということで、どこそこに埋まっているというのはちゃんと写真が残っていますので、それは分かっていたのです。

住民：それは分かっていたのやね。

審議員：はい。

住民：そしたら、掘る位置がそこまでずっと行ったと、そういうことですか。

審議員：A工区の下からずっと法面を延ばしていかないといけないので、そこが一部かかるというのが工事をやり始めてやっと我々も知る範囲になったということです。ちょっとそこら辺は我々迂闊だっと思っていました。

住民：そこまで計算できてなかったと、そういうことですね。結局は。

審議員：ですから、場所は分かっていたけれども、その細かいところまで私たちの頭に入ってなかったということですね。

住民：前もやってないのに、特定すべきやとか言って、アドバイザーの方が言うてくれるのですけれども、ちゃんとできるのかなと思ってね。表示をするとかと言ってはるけれども、あと何十年、どうなるか分からないから。どんどん風化していくんと違うかなと。ただ10年たったらみんな知らんと忘れたりとかしますよね。だからそういうのは心配だから、できたら取ってもうた方がいいなと私は今でも思ってますけど、そういうリスクは少なくなりますよね。

それとここでモニタリングしなさいというようなことを言ってもらっているんですけど、なるほど、それはしたらいいんですけどね。するには費用がかかるわ、ずっとやり続けなあかんわ、いつまでやるのかとか、そんな話もいっぱい出てきますので、できればないほうがいいなと私は今でも思っていますけど。私らがずっと言ってきたのは、取れるものはみんな取ってください。取れないものを取れというのはあれだから、そういう機会があったらできるだけ取ってほしいなとは思っています。そんなことです。

司会：他にございませんか。ないようですので、今いろいろいただいたご意見というのは当然、我々のほうでも受け止めさせていただいた上で、今日ご説明させていただいた方針で進めさせていただきたいと思っております。また、先ほどありましたように、現時点で未定の部分につきまして

は、また追ってこの連絡協議会でお示しさせていただくことになるのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、一応本日予定しておりました議題は終了いたしましたけれども、最後に何かございませんでしょうか。

住民：県の方には別の機会に申し上げたことなのですが、ここでしゃべると記録に残りますので、改めて似たようなことを何度も言っていますけれども申し上げます。

この二次対策工事の目的は安全対策を講じるということはもちろんなのですが、もう1つの目的はRD処分場の実態解明、つまりなぜ県が見逃したのかということを考える上で、何が行われたのかということをはっきりさせる必要があるかと思うんです。ですから、工事の記録をしっかりとってもらいたい。つまり、A工区の工事を今やっていますけれども、A工区ではどのようなものが埋められていた、それも深さによって深層の場合、中層の場合、表層の場合はどういうものだったのかという記録はしっかり残しておいていただきたいということです。

そして、全工区の工事が終わったときに、少なくとも手を付けたところはこういう状況でしたということが我々にちゃんと説明できるようにしていただきたいと思います。その上で、なぜこういうような違法な環境汚染が行われたのかということをしっかり考えて、原因と今後の対策を教訓としてまとめることを改めて申し上げておきたいと思います。以上です。

室長：今いただきました、まずは実態解明が重要であろうと、まさにその通りだと思っておりますので、どこでどのようなものが出てきたかということは、きっちりデータとしてまとめていきたいというふうには考えております。

また、いつも〇〇さんのおっしゃる総括という話だろうとは思いますが、どういう形でやるのかというのは思案の最中なのですが、いずれ工事が終わった段階では、他府県でも例があるのですが、ホームページ上でアーカイブという名前ですらいろんなデータベースをこしらえている県があるんです。その中には今おっしゃったような数字的なデータも当然ありますし、なぜこういうことが起こったのかと、県がどういうことをやってきて、どういう対応が問題だったかというようなことも含めた記録というのを作っておきまして、それを公開しているという例がございます。これも1つ参考になるかなと。

ここで必ずそういうふうにとまとめるというお約束はなかなか難しいのですが、例えばそういう形でいわゆる総括的なことがやればなんと私は今のところ考えているところですので、またご意見をいただきたいと思っております。

司会：はい、どうぞ。

住民：見学会、昔は土曜日もしてくれましたのですけれども、最近ずっと平日なので、私もなかなか見に行かせていただけてないのですけれども、皆様のご都合とかいろんなことがあると思いますけれども、柔軟に考えていただければと思うんですけど。以上です。

室長：おっしゃる通りです。最初の頃は土日でしたしかやっていたけれども、残念ながら、なかなか参加者の数がかえって少ない状況が続いておりまして、〇〇さんはいつも来ていただいていたのですが、ちょっと平日にしてみようかということで途中から変えたんですね。そうすると、かなり出席者の方が増えまして、できるだけ多くの方に参加いただきたいということがございまして、今のような形になっております。また今後、ちょっと状況を見ながら日程については考えさせていただきます。

住民：どうなんですか、皆さん。やっぱり平日のほうがいいんですか。

室長：いろいろご都合がおありかと思っておりますので。

住民：行事が多いから。

室長：また考えさせてもらいます。

司会：他にございますか。それでは、ないようですので、以上で第14回の連絡協議会を終わらせていただきたいと思います。本日はお忙しい中、ありがとうございました。